

第4章 対象別の事業・取組

基本方針1：早期発見・早期支援を促す

全市民

1 取組の方向性

あらゆる機会を通じて、自殺や精神疾患、障がいや性的少数者（LGBTQ）などの正しい知識を普及・啓発し、差別や偏見の解消を図るとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応がとれるゲートキーパーを普及・養成して、悩みを抱える方の早期発見・早期支援を推進します。

2 主な事業・取組

こころの健康づくり講演会等の開催	自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催する。
自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）における普及啓発活動	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）を主に、自殺対策に関する情報の普及・啓発に取り組む。
相談先一覧の「こころの電話帳」等の周知	相談先一覧の「こころの電話帳」等の啓発チラシを配り周知する。
ゲートキーパー養成研修（一般市民向け）	悩みを抱えた方のSOSを受け取り、適切な行動をとれる方を増やすための基礎的な知識や考え方の研修を開催する。

基本方針２：悩みやストレスの原因解決・解消に向け支援する

（１）ライフステージに応じた支援

子ども・若者

１ 取組の方向性

いじめや不登校、学業・進路等に係る悩みの相談に適切に対応するとともに、SOS の出し方に関する教育を推進し、こころの不調を感じた際の正しい SOS の出し方について普及啓発を行います。

２ 主な事業・取組

SOS の出し方教室の推進	SOS の出し方教室が、少なくとも年 1 回の実施が行われるよう各校に働きかけ、必要に応じて保健師等を活用した授業等を実施する。
子ども発達障害支援事業	発達支援教室、ことばの相談教室、5 歳児健診の実施等により乳幼児期から発達の状況を把握し相談支援を行うことで、子育てに関する悩みや不安の軽減を図る。
不登校対策の推進	教職員をはじめ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの相談員、また関係機関と連携し、不登校対策を推進する。

妊産婦・子育て世代

１ 取組の方向性

予期しない（望まない）妊娠から子育て期に係る幅広い相談や児童虐待など子育てに困難を抱える世帯に対し、各種事業を相互に関連させながら包括的な支援を行います。

また、子育て中の親子の交流や育児相談等に応じるとともに、育児しやすい環境づくりに努めます。

２ 主な事業・取組

妊産婦の家庭訪問 （うつ予防チェックリストの実施）	妊婦訪問や産婦訪問時、うつの早期発見の視点を持ち対応する。必要時に「エジンバラ産後うつ病質問票」を使用する。
産後ケア事業	産後の体調や育児等に不安があるものを対象に、助産師等の専門職が、母親への身体及び心理面のケアや育児指導等を行う。
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供等を行うことで育児不安の軽減を図る。
母子父子自立支援事業	ひとり親家庭の保護者からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導、相談を行う。

勤労者・経営者

1 取組の方向性

市内の商工業の振興の補助や子育てと就労の両立支援を図ります。

2 主な事業・取組

商工業振興対策事業	商工会議所へ補助金を交付し、市内の中小企業及び商工業の振興を図る。
延長保育促進事業	保育認定を受けた児童が、通常の利用時間帯以外において保育を受けることができる体制を整え、様々な職種の保護者に対応した子育て支援を図る。
病児保育事業	保護者が就労等により病児の家庭保育が困難な場合、専門の施設において病気の子どもを預かり、安心して子育てできる体制を整備する。

高齢者・介護者【重点】

1 取組の方向性

本市の自殺死亡率は、年代でみると 70 歳代、80 歳以上（特に男性）において一貫して高い状況が続いています。

このことから、高齢者が医療・介護が必要になっても、住み慣れた地域で人生の最後まで安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進を引き続き取り組みます。

また、かかりつけ医が日常診療の中で、生活習慣病の重症化リスクを防いだり、自殺リスクのある方を精神科医療につなぐ連携体制の強化を図ります。

2 主な事業・取組

地域包括支援センター運營業務	市民の様々な相談（介護関係、生活支援、虐待など）に関し、相談業務を担う（社会福祉協議会委託）。相談を受け付け、関係団体・行政等に繋ぎ、市民の支援を実施する。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	後期高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施し、自主的な健康の保持増進を促すことにより、生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止を図る。
南那珂地域うつ病医療連携強化事業	かかりつけ医から精神科医への紹介システムを強化することで、うつ病の早期発見・早期治療を図る。
いきいき元気教室	住民主体の介護予防教室を実施し、高齢者等の生きがい向上や地域住民の交流の場としての役割を担うことができ、社会参加に資する。
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるよう、関係機関が連携して、認知症本人やご家族の支援の充実と、全世代に向けた認知症の理解促進体制を構築す

	る。
--	----

(2) さまざまな事情を抱える方の支援

障がいのある方とその家族

1 取組の方向性

串間市障がい福祉計画に沿って施策を推進し、障がいについての理解促進や差別や偏見の解消、各種支援事業の実施等により、障がいのある方やその家族の悩みやストレス・負担の軽減を図ります。

2 主な事業・取組

障がい者等相談支援事業	地域の障がい者等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。
串間市障がい者自立支援協議会	精神障がい者を含む地域の様々な事項について、保健・医療・福祉関係機関が連携して協議を行い、ネットワーク構築に取り組む。

ひきこもりの方、孤独・孤立の問題を抱える方

1 取組の方向性

長期間にわたるひきこもりの状態は、社会参加への一歩も踏み出しづらくなり、心身の健康への悪影響を及ぼす恐れや経済的な困窮につながる懸念が高まります。

地域での居場所支援や社会参加に向けた支援、相談による助言等を行います。また、不登校児童・生徒の発現率減少に向け、関係機関と連携し不登校対策を行います。

2 主な事業・取組

支え支えられる地域連携推進事業	旧中学校単位に地域連携組織が設置されており（福島地区は R6 から、大束地区は未設置）、この中において居場所づくりや各事業等への参加など孤立しない取組を行っている。
生活困窮者自立支援事業	串間市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、対象者一人ひとりの困りごとにあわせて支援をしていきます。伴走支援、寄り添い支援を基本として取り組む。
適応指導教室	適応指導教室において、集団生活への適応や学校生活への自発的な復帰を支援するためのカウンセリング、学習支援等を計画的かつ組織的に行う。
不登校対策の推進（再掲）	教職員をはじめ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの相談員、また関係機関と連携し、不登校対策を推進する。

自死遺族・遺児等

1 取組の方向性

自死遺族支援の情報発信を行うとともに、亡くなられた後の事務手続きに関する負担軽減を図ります。

2 主な事業・取組

自死遺族等の相談	自死遺族等に対する相談窓口等の情報提供。
死亡届出時の情報提供	死因を問わずに死亡届に訪れた全ての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続き等の情報を掲載したチラシを設置する。

性的少数者（LGBTQ）

1 取組の方向性

性の多様性に関する普及啓発を行い、差別や偏見の解消を図ります。

2 主な事業・取組

人権教育及び啓発	人権の大切さ、人権尊重の理念を地域社会に広く浸透させるため、研修会を開催し啓発する。
----------	--

がん、慢性疾患等罹患者

1 取組の方向性

がん検診や特定健康診査などの受診勧奨を促すと共に、生活習慣病予防に関する個別保健指導や健康教育・健康相談等を通じて、身体的な疾患の早期介入・行動変容を行います。
また、身体科のかかりつけ医から精神科医療機関へのつながりを支援・促進します。

2 主な事業・取組

各種がん検診	死亡者数の中で最も多いがんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診を実施する。
特定保健指導	生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く、期待できる方に対し、保健師等が生活習慣を見直すサポートをする。

重症化予防事業	専門職による生活習慣の改善支援や受診勧奨等により生活習慣病の重症化を予防する。
南那珂地域うつ病医療連携強化事業（再掲）	かかりつけ医から精神科医への紹介システムを強化することで、うつ病の早期発見・早期治療を図る。

生活困窮者、失業者、無職者【重点】

1 取組の方向性

生活困窮者等に対する相談支援等を実施するとともに、生活保護等のセーフティネットを活用することで、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。

2 主な事業・取組

生活困窮者自立支援事業（再掲）	串間市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、対象者一人ひとりの困りごとにあわせて支援を行う。伴走支援、寄り添い支援を基本として取り組む。
生活保護に関する相談事業	生活保護等に関する市民及び生活保護受給者からの相談に応じる。
各種納付相談	随時窓口相談時において、生活面に深刻な問題を抱えている方々については、「生きることの包括的な支援」を念頭に相談に応じる。
無料法律相談	消費生活上のトラブルや多重債務等を抱えた住民に対し、弁護士への相談機会を提供する。

こころの悩みを抱える方

1 取組の方向性

保健所や医療機関等と連携しながら、うつ病や依存症をはじめとしたさまざまなメンタルヘルス相談に応じます。

また、身体科のかかりつけ医から精神科医療機関へのつなぎを支援・促進します。

2 主な事業・取組

メンタルヘルス相談支援の強化	メンタルヘルスに関する相談に関係機関と連携しながら取り組む。
南那珂地域うつ病医療連携強化事業（再掲）	かかりつけ医から精神科医への紹介システムを強化することで、うつ病の早期発見・早期治療を図る。

基本方針３：いのちを守り、再度の自殺企図を防ぐ

自傷行為、希死念慮、自殺未遂歴のある方

１ 取組の方向性

関係機関が連携しながら、精神科対応が必要な自殺未遂者を専門的治療に繋げるとともに、再発を防止するため、いのちの電話相談案内等の支援を行います。

また、SOS の出し方に関する教育を推進し、こころの不調を感じた際の正しい SOS の出し方について普及啓発を行うとともに、自傷行為や自殺行動に対する理解促進を図り、適切な対応を促します。

２ 主な事業・取組

自殺予防サポートネットワーク体制の連携強化	精神科対応が必要な自殺未遂者を専門的治療に繋げるとともに、再発を防止するため、二次医療圏の関係者が連携し、自殺未遂者の支援体制の整備を図る。
自殺未遂者に対する電話相談事業（いのちの電話）等の周知	串間市民病院に搬送された自殺未遂者を対象に、電話で寄り添い自立のための電話相談（いのちの電話）等を周知する。
SOS の出し方教室の推進（再掲）	SOS の出し方教室が、少なくとも年１回の実施が行われるよう各校に働きかけ、必要に応じて保健師等を活用した授業等を実施する。

基本方針４：複合課題に対応できる連携体制・支援体制を構築する

複合課題を抱える方、制度の狭間にある方

１ 取組の方向性

重層化支援体制の整備を行い、対象者の属性を問わない相談支援（断らない相談）、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことで、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援を行います。

２ 主な事業・取組

重層的支援体制整備事業	対象者の属性を問わない相談支援、多様な社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、複合化・複雑化支援ニーズに対応した包括的な支援を行う。
ゴミ問題相談対応	ゴミ屋敷など複合的な問題を抱える世帯の現状を把握し、他機関と連携した支援を行う。
無料法律相談（再掲）	消費生活上のトラブルや多重債務等を抱えた住民に対し、弁護士への相談機会を提供する。

関係機関、支援者（連携・協働の推進）

１ 取組の方向性

各種連絡会や協議会の開催、支援者支援（スーパーバイズ）等を通じて、支援者の資質向上とメンタルケアを行います。

２ 主な事業・取組

串間市自殺対策庁内連絡会及び推進協議会の設置・運営	自殺対策行動計画の進捗管理を行うとともに、関係課及び地域の関係機関が相互に連携・協力するための体制整備を行う。
串間市地域見守り活動に関する協定	串間市地域見守り活動に関する協定による事業所等の協力により、地域での見守りを推進し、市民の異変を早期に発見する。
ゲートキーパー養成講座の実施（職員向け）	窓口等におけるどんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、職員を対象にゲートキーパー研修等を開催する。

調査分析等

1 取組の方向性

本市の自殺の現状や課題の分析を行いながら、地域の特性を踏まえた自殺対策を推進します。

2 主な事業・取組

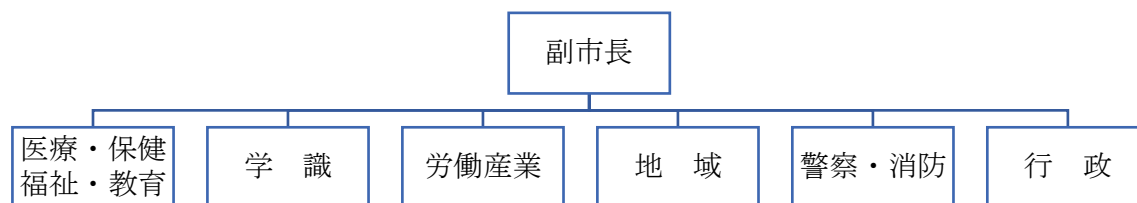
自殺の実態把握	統計資料等を活用し、本市の自殺の現状や傾向等を把握する。
市民意識調査の実施	自殺の実態の把握を行うとともに、自殺対策行動計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集と提供を行う。

第5章 自殺対策の推進体制

本計画における自殺対策の各施策については、串間市自殺対策推進庁内連絡会議及び串間市自殺対策推進協議会において、PDCA サイクルによる評価を実施し、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

1. 串間市自殺対策推進協議会

副市長が長を務め、医療・福祉・教育・労働産業・保健所等の関係機関及び自殺対策に関連の深い関係課の長を構成員として、相互の密接な連携を確保し、串間市における自殺対策を総合的かつ効率的に推進します。



分 野		所 属
医 療 保 健 福 祉 教 育	1	医療法人十善会 県南病院 副院長
	2	日南保健所 課長
	3	社会福祉法人 串間市社会福祉協議会 会長
	4	串間市民生委員児童委員協議会 会長
	5	串間市介護支援専門員連絡会 会長
	6	串間市さんさんクラブ連合会 会長
	7	地域生活支援センターwing 精神保健福祉士
	8	串間市「話し相手ボランティア」連絡会 代表
	9	串間市PTA協議会 会長
学 識	10	宮崎県司法書士会日南支部 支部長
労 働 産 業	11	日南公共職業安定所 所長
	12	串間商工会議所 専務理事
	13	はまゆう農業協同組合 串間支所長
地 域	14	串間市自治会連合会 会長
警 察 消 防	15	串間警察署 刑事生活安全課長
	16	串間市消防本部 消防長
行 政	17	串間市 副市長
	18	総務課長
	19	市民協働課長
	20	学校政策課長
	21	串間市民病院 事務長
	22	福祉事務所長
	23	総合政策課長
	24	税務課長
	25	危機管理課長
	26	商工観光スポーツランド推進課
事 務 局		医療介護課長 医療介護課 健康増進係

2. 串間市自殺対策推進庁内連絡会議

医療介護課長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局の実務者で構成しています。
本市の自殺対策を推進するため、庁内の横断的体制を整えます。

1	医療介護課
2	福祉事務所
3	総合政策課
4	総務課
5	市民協働課
6	危機管理課
7	税務課
8	学校政策課
9	串間市民病院
10	消防本部
11	商工観光スポーツランド推進課

<資 料>

- ・ 第2期串間市自殺対策行動計画掲載事業一覧
- ・ 自殺対策基本法
- ・ 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）概要

第2期 串間市自殺対策行動計画 掲載事業一覧

【全市民】14事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
1	こころの健康づくり講演会等の開催	自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催する。	医療介護課	
2	自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)における普及啓発活動	自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)を主に、自殺対策に関する情報の普及・啓発に取り組む。	医療介護課	串間市自殺対策推進協議会
3	メンタルヘルス相談支援の強化	メンタルヘルスに関する相談に関係機関と連携しながら取り組む。	福祉事務所 医療介護課	日南保健所
4	相談先一覧の「こころの電話帳」等の周知	相談先一覧の「こころの電話帳」等の啓発チラシを配り周知する。	医療介護課	県
5	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動	社会的孤立、児童虐待および生活困窮等の地域住民が抱える課題を解決するために民生委員が訪問し、関連機関につなぐ。	福祉事務所	串間市民生委員 児童委員協議会
6	避難訓練等での自殺予防の普及・啓発	関係課・機関と連携し、避難訓練等を活用して自殺予防を広く周知していく。	危機管理課	
7	人権相談の実施	人権擁護委員が、様々な相談を受け付ける中で、相談者の異変に気づき、必要な支援へつなげるための体制強化を図る。	総務課	
8	犯罪被害者等支援事業(予定)	本市における犯罪被害者等に対する支援を迅速かつ適切に実施し、被害の軽減及び回復並びに二次被害の防止を図るため、関係部署との連携強化を図る。	総務課	
9	無料法律相談	消費生活上のトラブルや多重債務等を抱えた住民に対し、弁護士への相談機会を提供する。	社会福祉協議会	
10	ゲートキーパー養成研修(一般市民向け)	悩みを抱えた方のSOSを受け取り、適切な行動をとれる方を増やすための基礎的な知識や考え方の研修を開催する。	医療介護課	
11	行政相談	行政相談員が様々な相談を受け付ける中で、相談者の異変に気づき、必要な場合には関係機関との連携を図る。	市民協働課	
12	年金相談	国民年金に関する相談を随時窓口で受け付け、経済的問題等がある場合は、都城市年金事務所による年金相談の支援へつなげる。	市民協働課	
13	図書館の管理	自殺対策強化月間や自殺予防週間に合わせて、関連する図書の紹介などをしながら、自殺対策の普及啓発を図る。	学校政策課	
14	こころの健康相談	日南保健所にて、毎月第4木曜日、精神科医師がこころの悩み等の相談に応じる。	日南保健所	

【子ども・若者】7事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
15	SOSの出し方教室の推進	SOSの出し方教室が、少なくとも年1回の実施が行われるよう各校に働きかけ、必要に応じて保健師等を活用した授業等を実施する。	学校政策課 医療介護課	
16	教職員研修の実施	スクールソーシャルワーカーによる教職員研修を実施し、支援を必要とする児童生徒及びその家庭に対する関わり方を学ぶことで、支援体制の強化を図る。	学校政策課	

17	放課後児童健全育成事業	就労等のために保護者が家庭にいない児童を対象に、遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	福祉事務所	
18	子ども発達障害支援事業	発達支援教室、ことばの相談教室、5歳児健診の実施等により乳幼児期から発達の状況を把握し相談支援を行うことで、子育てに関する悩みや不安の軽減を図る。	福祉事務所	教育委員会
19	妊産婦・乳幼児健診事業	発育発達や虫歯の状況など健診結果等から、問題を抱える家庭等を把握する貴重な機会となる。必要に応じ関係機関と連携をとるなど、保護者を含めた包括的な支援を実施する。	福祉事務所	
20	いじめ防止対策の推進	いじめ防止等のための基本方針に基づき、各校のいじめ防止対策を推進する。	学校政策課	
21	不登校対策の推進	教職員をはじめ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの相談員、また関係機関と連携し、不登校対策を推進する。	学校政策課	福祉事務所

【妊産婦・子育て世代】13事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
22	こども家庭センターの整備と機能強化	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援の充実を図る。	福祉事務所	
23	妊産婦の家庭訪問 (うつ予防チェックリストの実施)	妊婦訪問や産婦訪問時、うつの早期発見の視点を持ち対応する。必要時に「エンババ産後うつ病質問票」を使用する。	福祉事務所	
24	産後ケア事業	産後の体調や育児等に不安があるものを対象に、助産師等の専門職が、母親への身体及び心理面のケアや育児指導等を行う。	福祉事務所	
25	養育支援訪問事業	養育に不安を持つ保護者に寄り添うことで、今抱えている問題を把握し、適切な支援につなぐ。	福祉事務所	
26	要保護児童対策地域協議会	虐待が疑われる児童生徒や支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図る。	福祉事務所	要保護児童対策地域協議会
27	母子家庭等対策総合支援事業	ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得する際に係る生活費や、教育訓練講座の受講料の費用の一部を支給することで、自立の促進を図る。	福祉事務所	
28	母子父子自立支援事業	ひとり親家庭の保護者からの相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導、相談を行う。	福祉事務所	
29	一時預かり事業	保護者が就労している時間に、児童が施設を利用できる体制を整え、保護者の就労と子育ての両立ができるよう支援を行う。	福祉事務所	
30	障害児保育事業	障害児の受入れ体制の強化を図り、障害児を持つ保護者が安心して子育てできる体制を整備する。	福祉事務所	
31	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供等を行うことで育児不安の軽減を図る。	福祉事務所	

32	家庭児童相談室	家庭児童相談員が子育ての悩み、子どもの発達上の相談に応じ、必要な援助を行う。	福祉事務所	
5	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動(再掲)	社会的孤立、児童虐待および生活困窮等の地域住民が抱える課題を解決するために民生委員が訪問し、関連機関につなぐ。	福祉事務所	串間市民生委員児童委員協議会
19	妊産婦・乳幼児健診事業(再掲)	発育発達や虫歯の状況など健診結果等から、問題を抱える家庭等を把握する貴重な機会となる。必要に応じ関係機関と連携をとるなど、保護者を含めた包括的な支援を実施する。	福祉事務所	

【勤労者・経営者】5事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
33	商工業振興対策事業	商工会議所へ補助金を交付し、市内の中小企業及び商工業の振興を図る。	商工観光スポーツランド推進課	串間商工会議所
34	男女共同参画社会づくり事業	女性活躍、ダイバーシティ等を推進し男女共同参画に配慮ある社会を目指すものであり、市民への啓発や研修会等を行っている。	市民協働課	
35	延長保育促進事業	保育認定を受けた児童が通常の利用時間帯以外において保育を受けることができる体制を整え、様々な職種の保護者に対応した子育て支援を図る。	福祉事務所	
36	病児保育事業	保護者が就労等により病児の家庭保育が困難な場合、専門の施設において病気の子どもを預かり、安心して子育てできる体制を整備する。	福祉事務所	
17	放課後児童健全育成事業(再掲)	就労等のために保護者が家庭にいない児童を対象に、遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	福祉事務所	

【高齢者・介護者】16事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
37	地域包括支援センター運営業務	市民の様々な相談(介護関係、生活支援、虐待など)に関し、相談業務を担う(社会福祉協議会委託)。相談を受け付け、関係団体・行政等に繋ぎ、市民の支援を実施する。	医療介護課	社会福祉協議会
38	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	後期高齢者の特性を踏まえた保健事業を実施し、自主的な健康の保持増進を促すことにより、生活習慣病等の発症や重症化の予防及び心身機能の低下の防止を図る。	医療介護課	
39	高齢者の健康状態不明者訪問	健診、医療、介護のデータがない高齢者に家庭訪問し、状況把握を行い、必要があれば関係機関やサービスにつなげる。	医療介護課	
40	在宅医療・介護連携推進事業	多職種で「在宅医療・介護連携」の課題について対応策の検討をする。	医療介護課	
41	南那珂地域うつ病医療連携強化事業	かかりつけ医から精神科医への紹介システムを強化することで、うつ病の早期発見・早期治療を図る。	日南保健所	串間市民病院等
42	健幸教室、サロン活動	くしま健康倶楽部・社会福祉協議会に委託をしており、地域を拠点に、身体機能や脳の活性化を図る支援活動を行う。仲間や地域づくり活動としての居場所づくりとしての役割を担う。	医療介護課	くしま健康倶楽部 社会福祉協議会
43	いきいき元気教室	住民主体の介護予防教室を実施し、高齢者等の生きがい向上や地域住民の交流の場としての役割を担うことができ、社会参加に資する。	医療介護課	
44	さんさんクラブ連合会	地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者自らがいきがいや役割を見出せる地域づくりを目指す。	福祉事務所	社会福祉協議会

45	認知症サポーター養成講座	認知症地域支援推進員が地域で勉強会等を開催し、相談窓口について周知啓発することで、地域における認知症の方やその介護者(家族等)の精神的負担軽減等の支援を地域全体で実施できる体制を整備する。	医療介護課	社会福祉協議会
46	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるよう、関係機関が連携して、認知症本人やご家族の支援の充実と、全世代に向けた認知症の理解促進体制を構築する。	医療介護課	社会福祉協議会
47	認知症カフェ事業	身近な地域で、認知症の方やその家族、さらに地域の専門職、住民等が交流し、認知症に関する相談やケア情報を共有することで、認知症の方の家族の負担を軽減でき、居場所となる「認知症カフェ」を普及啓発する。	医療介護課	社会福祉協議会
48	高齢者等緊急通報体制整備事業	ひとり暮らしの緊急時に対する不安の軽減を図るとともに、発生した緊急事態に迅速に対応する。	医療介護課	
49	配食型見守りサービス	日常的に食事の準備に支障がある高齢者の自立を図るため、居宅に食事を配達することにより、安否確認を行う。	医療介護課	
50	後期高齢者健康診査	生活習慣病の早期発見、後期高齢者の健康保持、介護予防などを目的とした健康診査を実施する。	医療介護課	
51	介護給付に関する事務	居宅介護、施設入所などの介護サービスに関する給付事務。	医療介護課	
5	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動(再掲)	社会的孤立、児童虐待および生活困窮等の地域住民が抱える課題を解決するために民生委員が訪問し、関連機関につなぐ。	福祉事務所	串間市民生委員児童委員協議会

【障がいのある方とその家族】3事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
52	障がい者等相談支援事業	地域の障がい者等からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。	福祉事務所	串間市地域包括支援センターWing
53	障がい者自立支援協議会	精神障がい者を含む地域の様々な事項について、保健・医療・福祉関係機関が連携して協議を行い、ネットワーク構築に取り組む。	福祉事務所	串間市基幹相談支援センター
5	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動(再掲)	社会的孤立、児童虐待および生活困窮等の地域住民が抱える課題を解決するために民生委員が訪問し、関連機関につなぐ。	福祉事務所	串間市民生委員児童委員協議会

【引きこもりの方、孤独・孤立の問題を抱える方】5事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
54	支え支えられる地域連携推進事業	旧中学校単位の地域連携組織が設置されており(福島地区はR6から、大東地区は未設置)、この中において居場所づくりや各事業等への参加など孤立しない取組を行っている。	市民協働課	
55	生活困窮者自立支援事業	串間市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、対象者一人ひとりの困りごとにあわせて支援を行う。伴走支援、寄り添い支援を基本として取り組む。	福祉事務所	串間市生活相談支援センター
56	適応指導教室	適応指導教室において、集団生活への適応や学校生活への自発的な復帰を支援するためのカウンセリング、学習支援等を計画的かつ組織的に行う。	学校政策課	
5	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動(再掲)	社会的孤立、児童虐待および生活困窮等の地域住民が抱える課題を解決するために民生委員が訪問し、関連機関につなぐ。	福祉事務所	串間市民生委員児童委員協議会
21	不登校対策の推進(再掲)	教職員をはじめ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの相談員、また関係機関と連携し、不登校対策を推進する。	学校政策課	福祉事務所

【自死遺族等】2事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
57	自死遺族等の相談	自死遺族等に対する相談窓口等の情報提供。	医療介護課	
58	死亡届出時の情報提供	死因を問わずに死亡届に訪れた全ての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続き等の情報を掲載したチラシを設置する。	市民協働課	

【性的少数者(LGBTQ)】1事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
59	人権教育及び啓発	人権の大切さ、人権尊重の理念を地域社会に広く浸透させるため、研修会を開催し啓発する。	総務課	人権啓発推進協議会

【がん、慢性疾患等罹患者】8事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
60	各種がん検診	死亡者数の中で最も多いがんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診を実施する。	医療介護課	
61	健康相談	健康に関する相談を行うとともに、必要に応じて他の機関と連携を図った支援を行う。	医療介護課	
62	特定健康診査	生活習慣病予防対策を目的とした特定健康診査を実施する。	医療介護課	
63	特定保健指導	生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く、期待できる方に対し、保健師等が生活習慣を見直すサポートをする。	医療介護課	
64	国保日帰り人間ドック	生活習慣病の発症や重症化を防ぐことを目的とした特定健診に加え、各種がん検診をセットに実施する。	医療介護課	
65	重症化予防事業	専門職による生活習慣の改善支援や受診勧奨等により生活習慣病の重症化を予防する。	医療介護課	
66	患者様相談窓口	治療を受ける上で起こる様々な問題に対して、患者様及びご家族に必要な情報提供を行い、相談・解決を行う。 また、必要に応じて院内の連絡調整・関係諸機関への連絡等を行う。	串間市民病院	
67	南那珂地域うつ病医療連携強化事業	かかりつけ医から精神科医への紹介システムを強化することで、うつ病の早期発見・早期治療を図る。	日南保健所	串間市民病院等

【生活困窮者、失業者、無職者等】6事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
-----	-----	------	------	------

68	生活保護に関する相談事業	生活保護等に関する市民及び生活保護受給者からの相談に応じる。	福祉事務所	
69	生活保護各種扶助事務	生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助費を支給し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。	福祉事務所	
70	各種納付相談	随時窓口相談時において、生活面に深刻な問題を抱えている方々については、「生きることの包括的な支援」を念頭に相談に応じる。	税務課	
5	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動(再掲)	社会的孤立、児童虐待および生活困窮等の地域住民が抱える課題を解決するために民生委員が訪問し、関連機関につなぐ。	福祉事務所	串間市民生委員児童委員協議会
9	無料法律相談(再掲)	消費生活上のトラブルや多重債務等を抱えた住民に対し、弁護士への相談機会を提供する。	社会福祉協議会	
55	生活困窮者自立支援事業(再掲)	串間市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、対象者一人ひとりの困りごとにあわせて支援をしていきます。伴走支援、寄り添い支援を基本として取り組む。	福祉事務所	串間市生活相談支援センター

【こころの悩みを抱える方】3事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
3	メンタルヘルス相談支援の強化(再掲)	メンタルヘルスに関する相談に関係機関と連携しながら取り組む。	福祉事務所 医療介護課	日南保健所
14	こころの健康相談(再掲)	日南保健所にて、毎月第4木曜日、精神科医師がこころの悩み等の相談に応じる。	日南保健所	
67	南那珂地域うつ病医療連携強化事業(再掲)	かかりつけ医から精神科医への紹介システムを強化することで、うつ病の早期発見・早期治療を図る。	日南保健所	串間市民病院等

【自傷行為、希死念慮、自殺未遂歴のある方】5事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
71	自殺予防サポートネットワーク体制の連携強化	精神科対応が必要な自殺未遂者を専門的治療に繋げるとともに、再発を防止するため、二次医療圏の関係者が連携し、自殺未遂者の支援体制の整備を図る。	日南保健所	消防 串間市民病院 警察 精神科 病院 等
72	自殺未遂者に対する電話相談事業(いのちの電話)等の周知	串間市民病院に搬送された自殺未遂者を対象に、電話で寄り添い自立のための電話相談(いのちの電話)等を周知する。	串間市民病院	
73	自殺未遂者の再発防止研修会の参加	日南保健所が開催する自殺未遂者の再発防止のための支援者研修に参加する。	医療介護課 消防 串間市民病院	日南保健所等
3	メンタルヘルス相談支援の強化(再掲)	メンタルヘルスに関する相談を関係機関と連携しながら実施する。	福祉事務所 医療介護課	日南保健所
15	SOSの出し方教室の推進(再掲)	SOSの出し方教室が、少なくとも年1回の実施が行われるよう各校に働きかけ、必要に応じて保健師等を活用した授業等を実施する。	学校政策課 医療介護課	

【複合課題を抱える方、制度の狭間にある方】3事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
74	重層的支援体制整備事業	対象者の属性を問わない相談支援、多様な社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、複合化・複雑化支援ニーズに対応した包括的な支援を行う。	福祉事務所 医療介護課	
75	ゴミ問題相談対応	ゴミ屋敷など複合的な課題を抱える世帯の現状を把握し、他機関と連携した支援を行う。	市民協働課	
9	無料法律相談(再掲)	消費生活上のトラブルや多重債務等を抱えた住民に対し、弁護士への相談機会を提供する。	社会福祉協議会	

【関係機関、支援者(連携・協働の推進)】12事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
76	自殺対策庁内連絡会及び推進協議会の設置・運営	自殺対策行動計画の進捗管理を行うとともに、関係課及び地域の関係機関が相互に連携・協力するための体制整備を行う。	医療介護課	串間市自殺対策庁内連絡会 串間市自殺対策推進協議会
77	串間市地域見守り活動に関する協定	串間市地域見守り活動に関する協定による事業所等の協力により、地域での見守りを推進し、市民の異変を早期に発見する。	市民協働課	福祉事務所 医療介護課
78	ゲートキーパー養成講座の実施(職員向け)	窓口等におけるどんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていけるよう、職員を対象にゲートキーパー研修等を開催する。	総務課	
79	犯罪被害者等支援事業	本市における犯罪被害者等に対する支援を迅速かつ適切に実施し、被害の軽減及び回復並びに二次被害の防止を図るため、関係部署との連携強化を図る。	総務課	
80	日南串間地域自殺対策推進協議会	管内の関係機関・団体が連携し、地域の特性に応じた総合的な自殺対策を推進することを目的に設置する。	日南保健所	医療介護課 消防本部等

3	メンタルヘルス相談支援の強化(再掲)	メンタルヘルスに関する相談を関係機関と連携しながら実施する。	福祉事務所 医療介護課	日南保健所
26	要保護児童対策地域協議会(再掲)	虐待が疑われる児童生徒や支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図る。	福祉事務所	要保護児童対策地域協議会
40	在宅医療・介護連携推進事業(再掲)	多職種で「在宅医療・介護連携」の課題について対応策の検討をする。	医療介護課	
46	認知症地域支援・ケア向上事業(再掲)	認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるよう、関係機関が連携して、認知症本人やご家族の支援の充実と、全世代に向けた認知症の理解促進体制を構築する。	医療介護課	社会福祉協議会
53	障がい者自立支援協議会(再掲)	精神障がい者を含む地域の様々な事項について、保健・医療・福祉関係機関が連携して協議を行い、ネットワーク構築に取り組む。	福祉事務所	串間市基幹相談支援センター
71	自殺予防サポートネットワーク体制の連携強化(再掲)	精神科対応が必要な自殺未遂者を専門的治療に繋げるとともに、再発を防止するため、二次医療圏の関係者が連携し、自殺未遂者の支援体制の整備を図る。	日南保健所	消防 串間市民病院 警察 精神科病院 等
73	自殺未遂者の再発防止研修会の参加(再掲)	日南保健所が開催する自殺未遂者の再発防止のための支援者研修に参加する。	医療介護課 消防 串間市民病院	日南保健所

【調査分析等】3事業

No.	事業名	事業内容	担当部署	関係機関
81	自殺の実態把握	統計資料等を活用し、本市の自殺の現状や傾向等を把握する。	医療介護課	
82	市民意識調査の実施	自殺の実態の把握を行うとともに、自殺対策行動計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集と提供を行う。	医療介護課	
76	自殺対策庁内連絡会及び推進協議会の設置・運営(再掲)	自殺対策行動計画の進捗管理を行うとともに、関係課及び地域の関係機関が相互に連携・協力するための体制整備を行う。	医療介護課	串間市自殺対策庁内連絡会 串間市自殺対策推進協議会

自殺対策基本法

発令 平成18年6月21日号外法律第85号

最終改正：平成28年3月30日号外法律第11号

改正内容：平成28年3月30日号外法律第11号[平成28年4月1日]

○自殺対策基本法

〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

〔総理・総務・財務・文部科学・厚生労働大臣署名〕

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の実情に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資

質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行〕

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二七年九月一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
 - ・自殺への影響について情報収集・分析
 - ・ICT活用を推進
 - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名譽及び生活の平穩に配慮する(新)**
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.3・4

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下） ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人（いのち支える自殺対策推進センター）が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

串間市自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関が連携を強化し、市の総合的な自殺対策を推進するため、串間市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策推進の計画策定に関すること。
- (2) 自殺対策推進について、関係機関及び関係団体等の連携及び協力に関すること。
- (3) 自殺対策に関する意見交換及び普及啓発に関すること。
- (4) 前3号に規定するもののほか、自殺対策推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織するものとし、委員は、次に掲げる団体等から選出された者とする。

- (1) 医療・保健・福祉・教育関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 労働・産業関係者
- (4) 警察・消防関係者
- (5) 地域団体関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他必要と認められる団体等の関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長を、副会長は委員の互選により選出された者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、医療介護課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

串間市自殺対策推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の自殺対策を総合的に推進するための串間市自殺対策推進計画（以下「計画」という。）を策定及び推進するにあたり、庁内の関係課等と連携を図り、計画に盛り込む事業の協議検討を行うため、串間市自殺対策推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 自殺対策に関する事業の検討に関すること。
- (3) 連絡調整及び組織体制の確立に関すること。
- (4) 前3号に規定するもののほか、自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、医療介護課長及び別表に掲げる課等の長が指名した者をもって充てる。

2 前項の委員の数は、15人以内とする。

3 連絡会議の会長は、医療介護課長の職にある者をもって充てる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員が代理出席できるものとする。

3 議長が必要と認めるときは、関係者に対して会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、医療介護課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

1	医療介護課
2	福祉事務所
3	総合政策課
4	総務課
5	市民協働課
6	危機管理課
7	税務課
8	学校政策課
9	串間市民病院
10	消防本部

第2期いのち支える串間市自殺対策行動計画
～誰も自殺に追い込まれることのない串間市の実現を目指して～
(令和6年3月)

〒888-0001

宮崎県串間市大字西方 9365 番地 8

串間市役所 医療介護課

TEL : 0987-72-0333